

平安小学校いじめ防止基本方針

改定日 令和6年3月

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（国の基本方針・横浜市いじめ防止基本方針と同様）

(2) 平安小学校いじめ防止基本方針の目的

平安小学校いじめ防止基本方針により、いじめの問題への対策を児童、教職員、保護者、地域、関係機関が主体的かつ相互に協力しながら広く学校・地域全体で進め、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

・いじめの未然防止

学校風土づくり・・・学校の歴史の中で培われた学校風土、保護者・地域との関係を大切にする。

授業改善・・・・・・・・自己肯定感・自己有用感を高めるために「分かる授業・楽しい授業」づくりを行っていく。

適切な人間関係の確立・・・人権教育をもとに、友達を大切にし、個性を認め合うことができる関係をつくり、いじめをしない、させない、ゆるさない子ども社会の実現に努める。

・早期発見・早期対応

早期発見のための体制強化・・・Y-P アセスメントシートの実施・活用

生活アンケート・いじめアンケートの実施

いじめ防止対策委員会の設置

教育相談体制の充実・・・・・・・・スクールカウンセラー、SSW の活用と連携

学年、児童支援専任による相談

児童面談の実施

教職員の資質の向上・・・・・・・・人権研修、児童理解研修、特別支援研修等の実施

・適切な対処・措置

信頼関係の確立・・・・・・・・保護者はパートナーという基本認識に立ち、児童、保護者とのよりよい信頼関係づくり。

組織的な対応・・・・・・・・教職員相互の積極的な情報交換と適切な役割分担

関係機関との連携・・・・・・・・関係機関との連携の強化と情報交換や支援要請。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、児童指導部会担当により構成される。また、特別支援コーディネーター、担任が加わる場合もある。必要に応じてスクールカウンセラー、関係機関、外部の専門家の参加を要請する。

(2) 委員会の役割

いじめの事案に対して、担任や一部の教職員で抱えることなく、この組織が中核となり組織的に取り組む。年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の立案、P D C Aサイクルでの検証を行っていく。また、いじめ事案発生や重大事態の発生時には緊急対応として、情報の収集（調査）や記録、対応に関する役割分担の指示、外部機関、専門家との窓口を担う。

(3) 委員会の運営

対策委員会は、原則として月一回以上、定期的を開催し、いじめを認知した際には、直ちに対策委員会を開催する。また、校長等の責任者は学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめ防止

本校の実態に応じ、より実効性を高めるために次の取り組みを行う。

- ・教科・領域の学習の中でも自己肯定感を高めるための授業づくりをする。
- ・体験活動や学校生活全体を通して思いやりの心、自己有用感を育てる。
- ・友達を大切に、認め合うことができるよう道徳教育、人権教育を推進していく。
- ・Y-Pアセスメントシートやいじめアンケートを実施し、実態把握に努める。
- ・児童理解研修や人権研修を通して、教職員の資質を高めていく。
- ・インターネットを通じたいじめへの対応及び情報モラル教育を推進していく。

(2) いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するために次の取り組みを行う。

- ・いじめを含めた児童の実態を把握し、組織的に情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりに努めていく。
- ・いじめの定義や対応の仕方についての研修を行う。
- ・定期的なアンケートや、教育相談の計画を立てて実施する。
- ・保護者との良好な関係づくりに努め、相談しやすい環境を作る。

(3) いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中核に置き、組織的な対応を徹底していく。

- ・いじめ防止対策委員会で情報共有を行い、対応方針の方向性を決定する。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を適切かつ継続的に行う。
- ・犯罪行為として認められる場合は警察署等関係機関、専門機関への相談、支援要請等を行う。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要素が満たされている必要がある。この状態に至るまで定期的に被害児童、加害児童への見守り及び相談活動を行っていく。

- ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 研修等の実施

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高めるために研修を行う。

- ・児童理解研修や特別支援研修を推進していく。
- ・いじめ防止、対応に向けた教職員研修を充実させていく。
- ・法の確実な運用を行うための研修を推進していく。

(6) 学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業との連携事業等の活用

まち懇話会、市場中学校区地区懇談会、学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等について、市場中学校ブロックの小中学校、保護者、地域と共有していく。

(7) 取組の年間計画

月	内 容
4月	いじめ防止対策委員会（いじめ防止基本方針見直し 年間計画の確認 児童の実態把握等）いじめ未然防止研修 全校指導（平安小スタンダード 感染防止スタンダード 登下校の安全 タブレット活用スタンダード） 地域訪問 防犯・サイバー教室実施
5月	いじめ防止対策委員会（児童の実態把握等） たてわり活動計画・活動（なかよし集会）⇒年間を通して活動 いじめ早期発見のための生活アンケートの実施（記名式） Y-Pアセスメント実施・児童理解研修
6月	いじめ防止対策委員会（児童の実態把握等） 生活アンケートの実施① 地域療育センターとの連携・児童理解研修（コンサルテーション）
7月	いじめ防止対策委員会（児童の実態把握等） 横浜子ども会議の取組の実践・中学校ブロック交流会 全校指導（長期休業前の安全指導）
8月	いじめ防対策委員会（夏季休業後の児童支援） 特別支援研修・児童理解研修 横浜子ども会議区交流会
9月	いじめ防止対策委員会（児童の実態把握等）
10月	いじめ防対策委員会（児童の実態把握等）
11月	いじめ防止対策委員会（児童の実態把握等） 生活アンケートの実施② 人権研修（人権週間の計画・実施） 地域療育センターとの連携・児童理解研修（コンサルテーション）
12月	いじめ防止対策委員会（児童の実態把握等） 人権週間・全市一斉いじめアンケートの実施（無記名式） 全校指導（長期休業前の安全指導）
1月	いじめ防止対策委員会（児童の実態把握等）
2月	いじめ防止対策委員会（児童の実態把握等） 小中連携授業参観
3月	いじめ防止対策委員会（引継ぎ事項の確認 年度反省） 全校指導（学年末の安全指導）

4 重大事態への対処について

(1) 重大事案の定義

いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

(2) 発生の報告

学校は、重大事案が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめ対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年間で 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。